

様式第 1 号

埼玉県建設工事請負一般競争入札公告

河川改修事業（水辺）工事（権現堂調節池 行幸 4 号ポンプ駆動設備等更新工）について、下記のとおり入札参加意思確認型契約方式による一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の 6 の規定に基づき公告する。なお、本公告に記載のない事項については埼玉県建設工事請負一般競争入札執行要綱の規定によるものとする。

令和 8 年 6 月 5 日

埼玉県知事 大野 元裕

記

1 入札対象工事				
(1) 工事名	河川改修事業（水辺）工事（権現堂調節池 行幸 4 号ポンプ駆動設備等更新工）			
(2) 工事場所	一級河川権現堂川／幸手市大字権現堂地内外			
(3) 工事期間	契約確定の日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで			
(4) 設計金額	入札執行後に公表する。			
(5) 工事概要	ア 目的 長寿命化計画において、行幸給排水機場及び川妻給排水機場の設備の更新を行うものであり、行幸給排水機場 4 号主ポンプの原動機、減速機、付属設備及び燃料移送ポンプの新規製作、既設撤去、新規据付、試運転並びに川妻給排水機場燃料移送ポンプ及び操作盤、補給水ポンプ操作盤、冷却水ポンプ操作盤の新規製作、既設撤去、新規据付、試運転を行うものである。 イ 工事内容 行幸給排水機場 4 号ポンプ原動機、減速機及び付属設備更新 一式 燃料移送ポンプ更新 一式 川妻給排水機場 燃料移送ポンプ及び操作盤、補給水ポンプ操作盤、冷却水ポンプ操作盤更新 一式			
(6) 業種名及び工事分類名	業種名	機械器具設置工事業	工事分類名	揚排水機器設置工事
(7) その他	ア 本工事は、施工できる者が 1 者しかない可能性の高い建設工事であり、当該施工できる者（以下「特定者」という。）以外に施工できる者があるかどうかを確認するため、特定者及び契約予定価格を公表し、他者の入札参加意思の有無を確認する方式により入札を執行するものである。 参加要件を満たすと認められる特定者を含む複数の者がいる場合においては、参加要件を満たす者により、当該一般競争入札を行い契約の相手方を決定するものとする。 また、特定者以外に参加要件を満たすと認められる者がいない場合においては、当該一般競争入札の手続を中止し、施行令第167条の 2 に基づき、特定者と随意契約手続に移行するものとする。 (ア) 特定者の所在地、商号又は名称 東京都中央区銀座 2 丁目 8 番 4 号 株式会社泰明商会			

	(イ) 特定者との契約予定価格 506,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。） イ 本工事は、国又は地方公共団体との請負契約による施工実績に加え、埼玉県発注工事の1次下請負契約による施工実績も認める工事である。 なお、埼玉県発注工事の1次下請負契約の施工実績については、資格審査時に以下の各資料等により確認する。なお、発注者が必要と判断した場合は、確認資料の追加等を求める場合がある。 (ア) 埼玉県発注工事の1次下請を行ったことがわかる書類（契約書、注文書、請書等の写し） (イ) 工事概要又は施工数量がわかる図書（契約書等に記載があれば不要） ウ 本工事は、埼玉県県土整備部における「週休2日制モデル工事（現場閉所型）」の試行対象工事である。 エ 本工事は、「建設キャリアアップシステム（CCUS）活用モデル工事（発注者指定型）」の対象工事である。 オ 本工事は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を予定する（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。
2 落札者の決定方法	本件入札は、埼玉県建設工事請負一般競争入札執行要綱（以下、「執行要綱」という。）に基づき、価格競争方式により落札者を決定する。
3 入札手続の方法	(1) 本件入札は、埼玉県公共工事等電子入札運用基準に基づき、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。ただし、資料等の提出方法に別途定めがある場合は、当該方法による。 (2) 代表者等の変更（改姓、改名含む）により、電子証明書に記載された名義人氏名等*1と異なることとなる場合、変更日*2以降は、前名義人氏名等の電子証明書は、絶対に使用しないこと。電子証明書の変更（再取得）が間に合わない場合は、「電子入札における紙入札の具体的方法」により、紙入札の手続きを行うこと。 *1「名義人氏名等」とは、電子証明書に記載されている以下の事項 ○名義人氏名 【工事等】埼玉県建設工事等競争入札参加資格申請時の申請事業所代表者（又は法人代表者） 【物品等】物品等競争入札参加資格申請時の契約者（又は法人代表者） ○名義人所属の会社本店住所（登記している場合） ○名義人所属の会社名（登記している場合） ○名義人住民票記載住所（電子証明書に記載のある場合） *2「変更日」とは、 ○名義人・会社名・本店住所の変更は、取締役会等で指定された日 ○名義人の改姓や改名・住民票記載住所の変更は、市区町村役場への届出日 「電子入札における紙入札の具体的方法」のホームページアドレス https://www.pref.saitama.lg.jp/a0211/kitei.html
4 設計図書等	設計図面及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）は、電子入札システムのうち、入札情報公開システムにより掲載する。

5 競争参加資格確認申請書の提出	令和8年6月 8日(月) 9時00分から 令和8年6月26日(金) 17時00分まで
	入札参加を希望する者は、上に示す期間内に電子入札システムの競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に一般競争入札参加資格等確認申請書（単体等にあつては執行要綱様式第2号。特定建設工事共同企業体（以下「特定企業体」という。）にあつては執行要綱様式第3号。）及び一般競争入札参加資格等確認資料（単体等にあつては執行要綱様式第4号。特定企業体にあつては執行要綱様式第5号。以下「確認資料」という。）を添付して、電子入札システムにより提出すること。（この提出受付期間の終期日時を過ぎて電子入札システムにより提出した確認申請書は無効とする。） 同時に、その他必要な資料を電子メール、ファイル転送サービス、郵便又は信書便により提出し、入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。 （1）その他必要な資料の提出先、提出期間及び提出部数 ア 提出先 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課 大規模工事担当 電話 048-830-2743（直通） メールアドレス a2720-04@pref.saitama.lg.jp イ 提出受付期間 令和8年6月8日(月) 9時00分から 令和8年7月1日(水) 17時00分まで （この提出受付期間の終期日時までに資料が到着しない場合は、確認申請書は無効とする。） ウ 提出部数（郵便又は信書便による提出の場合） 2部
6 入札参加資格の確認通知	令和8年7月9日(木)
	入札参加資格の確認結果は、上に示す日に、電子入札システムにより通知する。
7 設計図書等に関する質問	令和8年6月 8日(月) 9時00分から 令和8年6月18日(木) 15時00分まで
	設計図書等に関して質問がある場合は、上に示す期間内に、質問を電子入札システムにより提出すること。 システムによる質問の題名、質問事項及び添付資料には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。 添付資料は、発注者から提供した様式を使用して作成すること。
8 質問に対する回答	令和8年6月25日(木) 16時00分
	質問に対する回答は、上に示す日時までに電子入札システム上で掲示する。 入札参加者は、質問の提出の有無にかかわらず、電子入札システムに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、入札に参加すること。なお、質問に対する回答の全ての内容は、全ての入札参加者に適用する。 また、入札参加者から質問がない場合でも「質問に対する回答」を利用して発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。
9 入札書の提出期間	（1）提出方法 入札書の提出期間に有効な埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿の代表者又は代理人の名前で電子入札システム利用可能な電子証明書を取得し電子入札システムの利用者登録を完了した者が当該名義の電子証

	明書を使用して入札書を提出すること。 ただし、埼玉県公共工事等電子入札運用基準 9「紙入札について」の承認を得た者はこの限りでない。 (2)提出期間 令和8年7月21日(火) 9時00分から 令和8年7月23日(木) 15時00分まで			
10 開札日時	令和8年7月24日(金) 14時30分から			
11 入札に参加できる者の形態	単体企業(以下「単体」という。)又は2社による特定企業体とする。 単体の場合にあっては他の特定企業体の構成員となっていないこと。特定企業体における運営形態及び代表者の選定については、埼玉県共同企業体取扱要綱によること。ただし、以下の形態をとることはできない。 (1) 本件入札において、複数の特定企業体の構成員となること (2) 経常建設共同企業体が、特定企業体の構成員になること			
12 入札に参加する者に必要な資格				
(1) 建設業の許可	機械器具設置工事業 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による、上に示す建設業の許可を受けている者であること。			
(2) 資格者名簿への登載	令和7・8年度埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿(建設工事)(以下「資格者名簿」という。)に、 <u>上記「(1)建設業の許可」</u> に示す業種で登載された者であること。ただし、競争入札参加資格審査結果通知書において資格の有効期間の始期が公告日以前である者に限る。なお、下欄「その他の参加資格」ウただし書きに該当する者にあっては、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。			
(3) 工事成績	業種	機械器具設置工事業	点数	65点以上
	令和5年度及び令和6年度に完成した埼玉県発注工事のうち、上に示す業種の工事成績点数の平均が、いずれの年度においても上に示す点数以上の者であること。 ただし、受注実績がない等の理由により工事成績点数のない者についてはこの限りではない。			
(4) 所在地	単体又は特定企業体の代表構成員			
	本店又は主たる営業所		—	
	資格者名簿に登載された「本店又は主たる営業所」の所在地については問わない。			
	特定企業体の代表構成員以外の構成員(以下、「その他構成員」という。)			
	本店又は主たる営業所		埼玉県内	
	資格者名簿に登載された「本店又は主たる営業所」が上に示す所在地にあること。			
(5) 格付け	単体又は特定企業体の代表構成員			
	業種	機械器具設置工事業	格付等	A級
	その他構成員			
	業種	機械器具設置工事業	格付等	A級
(6) 施工実績	単体又は特定企業体の代表構成員			
	下記ア又はイのいずれかに該当する実績			
	ア 国又は地方公共団体等との請負契約			
	揚排水機場、浄水場、上水道に係る中継ポンプ場、下水道終末処理場又は下水道に係る中継ポンプ場における口径800mm以上のポンプの原動機の新設、増設、更新又は分解整備工事			

		契約の締結日にかかわらず平成23年4月1日以降公告日までの間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む）、地方公共団体（地方自治法施行令第140条の7に定める監査の対象となる埼玉県が出資する法人を含む）又は日本下水道事業団との請負契約により、上に示す工事を完成させた実績を有すること。 上記の施工実績は、資格者名簿に登録された「本店又は主たる営業所」又は「営業所」以外の営業所等の実績も認める。 なお、特定企業体による請負の施工実績については、代表構成員としての実績に限る。	
	イ	埼玉県発注工事の1次下請負契約	
		揚排水機場、浄水場、上水道に係る中継ポンプ場、下水道終末処理場又は下水道に係る中継ポンプ場における口径800mm以上のポンプの原動機の新設、増設、更新又は分解整備工事	
		契約の締結日にかかわらず令和3年4月1日以降公告日までの間に、埼玉県発注工事の1次下請負契約により、上に示す工事を完成させた実績を有すること。 なお、上記の施工実績は、資格者名簿に登録された「本店又は主たる営業所」又は「営業所」以外の営業所等の実績も認める。	
	その他構成員		
	下記ア又はイのいずれかに該当する実績		
	ア	国又は地方公共団体等との請負契約	
		揚排水機場、浄水場、上水道に係る中継ポンプ場、下水道終末処理場又は下水道に係る中継ポンプ場における機械器具設置工事	
		契約の締結日にかかわらず平成23年4月1日以降公告日までの間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む）、地方公共団体（地方自治法施行令第140条の7に定める監査の対象となる埼玉県が出資する法人を含む）又は日本下水道事業団との請負契約により、上に示す工事を完成させた実績を有すること。 上記の施工実績は、資格者名簿に登録された「本店又は主たる営業所」又は「営業所」以外の営業所等の実績も認める。 なお、特定企業体による請負の施工実績については、代表構成員及びその他構成員の実績を認める。	
	イ	埼玉県発注工事の1次下請負契約	
揚排水機場、浄水場、上水道に係る中継ポンプ場、下水道終末処理場又は下水道に係る中継ポンプ場における機械器具設置工事			
契約の締結日にかかわらず令和3年4月1日以降公告日までの間に、埼玉県発注工事の1次下請負契約により、上に示す工事を完成させた実績を有すること。 なお、上記の施工実績は、資格者名簿に登録された「本店又は主たる営業所」又は「営業所」以外の営業所等の実績も認める。			
(7) 配置予定の技術者	資格	単体	建設業法に規定された資格
		特定企業体の代表構成員及びその他構成員	埼玉県共同企業体取扱要綱に規定された資格
	経験	単体又は特定企業体の代表構	問わない。

	成員	
	その他構成員	問わない。
	ア 入札に参加しようとする者は、単体の場合にあっては、建設業法に規定された資格を有する者を本工事の主任技術者又は監理技術者（以下、「監理技術者等」という。）として配置すること。特定企業体の場合にあっては、全ての構成員が、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置すること。 イ 専任の配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）は、当該者が在籍する建設業者と、「５ 競争参加資格確認申請書の提出」に記載した確認申請書の提出期限日の３月以前から恒常的な雇用関係にあること。 ウ 配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補者を確認資料に記載すること。 エ 落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。 オ 本工事は「埼玉県建設工事における技術者の専任に係る取扱い要領」の対象とする。 カ 本工事は、建設業法第２６条第３項第１号、第２号の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。 キ 現場着手までの期間及び工場製作のみの期間は専任を要しない。具体的な期間は契約締結後に発注者と受注者が協議して定める。	
（８）現場代理人	ア 本工事は「現場代理人及び現場責任者の常駐規定の緩和について」により、常駐を要する期間において常駐規定を緩和しない。 イ 現場着手までの期間及び工場製作のみの期間は現場での常駐を要しない。具体的な期間は契約締結後に発注者と受注者が協議して定める。なお、常駐を要しない期間についても現場代理人の配置は要する。	
（９）その他の参加資格	ア 施行令第167条の４の規定に該当しない者であること。 イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）（以下、「財務規則」という。）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。 ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。 エ 機械器具設置工事業について、開札日から１年７月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第１項の規定による経営事項審査を受けていること。ただし、本件入札に係る請負代金額が５百万円（建築一式工事にあつては１千５百万円）未満の場合はこの限りでない。また、経営事項審査の審査基準日は開札日に直近のものとし、上記ウただし書きに該当する者にあっては、手続開始決定日以降のものであること。 オ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（「資本関係又は人的関係がある者（「同族企業」という。）同士の同一入札への参加を制限する運用基準」参照。）。 カ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていな	

	い者であること。 キ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県に属する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。 ク 電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了していること。 ケ 入札公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。 ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。 なお、建設工事共同企業体にあつては、全ての構成員について上記要件を満たすこと。 コ 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと（「設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者の入札への参加を制限する運用基準」参照。）。 〈本工事に係る設計業務等の受託者〉 商号又は名称 三井共同建設コンサルタント株式会社 北関東事務所 所在地 埼玉県さいたま市大宮区仲町2丁目28番地3 サ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む。）、都道府県又は埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。
13 最低制限価格	設定する。
14 入札保証金	納付する。 (1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の110に相当する金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以上（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）の入札保証金を納付しなければならない。 (2) 納付方法 納付書兼領収書送付依頼書（以下「依頼書」という。）に必要事項を記入し、下記アの提出先に電子メールにより提出すると共に、電話で着信確認を行うこと。また、依頼書に記載された依頼者の住所に着払いの郵便又は信書便により送付する納付書兼領収書により納付すること。なお、依頼書を持参した場合は受理しない。 ア 提出先 〒345-0036 埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸432 埼玉県杉戸県土整備事務所 調節池管理担当 電話 0480-43-2895 メールアドレス g342381b@pref.saitama.lg.jp イ 依頼書の提出期限 令和8年6月 8日(月) 9時00分から 令和8年6月26日(金) 17時00分まで ウ 納付期限 令和8年7月23日(木) 12時00分まで

	(3) 納付の確認 金融機関の出納済印を受けた納付書兼領収書の写しを下記アの提出先に電子メールにて提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。 ア 提出先 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課 大規模工事担当 電話 048-830-2743 (直通) メールアドレス a2720-04@pref.saitama.lg.jp イ 提出期限 令和8年7月23日(木) 15時00分まで (4) 次のとおり有価証券を担保として持参(下記アcにあっては、郵便又は信書便)により提出することにより、入札保証金の納付に代えることができる。なお、その価値は債権金額(下記アcにあっては、保証金額)と同額とする。 ア 対象となる有価証券等 a 利付国債 b 埼玉県債 c 銀行等(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条の金融機関をいう。以下同じ。)の保証 イ 提出先 利付国債及び埼玉県債については上記(2)アの提出先に、銀行等の保証については上記(3)アの提出先にそれぞれ指定した方法により提出すること。 ウ 提出期限 令和8年7月23日(木) 15時00分まで (5) 次のいずれかに該当する者は、入札保証金の納付を免除する。 ア 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証券を郵便又は信書便により上記(3)アの提出先に同(3)イに示す期限までに提出した者 なお、保険証券を持参した場合は受理しない。 イ 銀行等又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項の保証事業会社をいう。以下同じ。)との間に契約保証の予約を締結し、当該契約保証予約証書を郵便又は信書便により上記(3)アの提出先に同(3)イに示す期限までに提出した者 なお、契約保証予約証を持参した場合は受理しない。 (6) 入札保証又は入札保証保険の期間は、入札書提出日から令和8年9月30日(水)までの期間を含むこと。なお、発注者の住所及び氏名を記載する必要がある場合は、以下のとおりとすること。 ア 住所: 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 イ 氏名: 埼玉県知事 大野 元裕 (7) 落札者以外の入札保証金は入札の終了後に還付するので、納付書兼領収書等により入札保証金を納付した者は、あらかじめ振込先、口座番号等を記載した請求書を用意すること。なお、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときの入札保証金は還付しない。また、落札者に係る当該入札保証金は、当該落札者が納付すべき契約保証金に充当する。
15 契約保証金	(1) 落札者は契約金額の10分の1以上(当該金額に1円未満の端数が

	あるときは、その端数を切り上げた金額)の契約保証金(入札保証金を納付したときは、その差額)を納付しなければならない。 (2) 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。なお、その価値は、債権金額(ウにあっては、保証金額)と同額とする。 ア 利付国債 イ 埼玉県債 ウ 銀行等(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条の金融機関をいう。)又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項の保証事業会社をいう。)の保証 (3) 次のいずれかに該当する者は、契約保証金の納付を免除する。 ア 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者 イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関と埼玉県を債権者とする工事履行保証契約を締結した者 (4) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、請負者がその責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は還付しない。
16 支払条件	
(1) 前金払	する(その額は、会計年度ごとに各会計年度の出来高予定額の40%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。))。
(2) 中間前金払	する(中間前金払を選択した場合に限る。その額は契約金額の20%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。)。ただし、継続費又は債務負担行為に基づく契約にあっては、会計年度ごとに各会計年度の出来高予定額の20%以内とする。
(3) 部分払	する(部分払いを選択した場合に限る。))。
(4) 各会計年度の支払限度額	令和8年度 請負代金額の概ね4割 令和9年度 請負代金額の概ね6割 表示した割合は、設計金額に対する割合であるため、契約時の割合は落札金額により変動する。
17 現場説明会	開催しない。
18 契約の時期	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年埼玉県条例第15号)の定めるところにより、県議会の議決に付さなければならない契約については、建設工事請負仮契約書を取りかわし、県議会の議決後に本契約を締結する。なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第3条に規定する入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない(契約辞退を申し出るものとする。))。
19 入札に関する注意事項	
(1) 入札の執行	ア 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、開札日時の時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。 イ 入札に参加する者が特定者のみの1者であるときは、入札を執行しない。ただし、入札に参加する者が特定者以外の1者となった場合、入札を執行する。
(2) 入札書に記載する金額	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者で

	あるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 提出書類	ア 発注者が様式を指定した入札金額見積内訳書（必要事項を記入したもの）を電子入札システムによる初度入札の入札書提出の際に添付すること。 本工事は労務費ダンピング調査の対象工事である。入札金額見積内訳書に記載した直接工事費が一定水準を下回った場合、開札後速やかにその理由の確認を行う。 （ア）理由の確認方法：書面（様式1）。 （イ）その他：調査対象は、落札候補者のみで、別途連絡する。書面の提出を行わない場合や理由を回答しない場合には、入札に関する条件に違反した入札として無効とする場合がある。 イ 落札者が免税事業者の場合、落札決定後、免税事業者届出書を提出すること。 ウ 落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて、埼玉県建設工事請負等競争入札参加者心得標準様式第18号により通知すること。
(4) 入札回数	ア 再度入札は3回までとする。この場合は、電子入札システム上で案内する。ただし、各回の再度入札の状況により、それ以降の再度入札を執行しない場合がある。 イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。 ウ 再度入札に参加しない者は、それ以降の再度入札に参加することができない。
(5) 入札の辞退	埼玉県公共工事等電子入札運用基準によるものとする。
(6) 独占禁止法など関係法令の遵守	入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。
(7) 電子くじ	落札者とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、電子入札システムの電子くじにより、落札候補者を決定する。
(8) 入札の無効	次のいずれかに該当する入札は無効とする。 ア 入札に参加する資格のない者がした入札 イ 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札 ウ 電子証明書を不正に使用した者がした入札 エ 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札 オ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札 カ 談合その他不正行為があったと認められる入札 キ 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札 ク 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札 ケ やむを得ず紙入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がした入札 （ア）記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの （イ）代理人で委任状を提出しない者がしたもの （ウ）他人の代理を兼ねた者がしたもの （エ）2以上の入札書を提出した者がしたもの、又は2以上の者の代理

	をした者がしたもの コ その他公告に示す事項に反した者がした入札
20 その他	(1) 埼玉県建設工事請負等競争入札参加者心得を熟知の上、埼玉県公共工事等電子入札運用基準に基づき入札に参加すること。 (2) 提出された確認申請書及び確認書類は返却しない。 (3) 落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。 (4) 入札参加資格がないとされた理由に不服があるときは、埼玉県建設工事の入札・契約の過程及び入札参加停止措置等に関する不服対応要領に基づき、苦情の申立てをすることができる。なお、申立ては当該入札手続きの執行を妨げないものとする。 (5) 入札参加者は、(4)に定めること以外に、入札後、この公告、設計図書等（質問回答書を含む）、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。 (6) 落札者との契約は、埼玉県建設工事標準請負契約約款に基づく契約となるので、契約約款の内容を熟知して入札に参加すること。 なお、契約約款は埼玉県のホームページ（入札課）に掲載している。
21 この公告に関する問い合わせ先	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課 大規模工事担当 電話 048-830-2743（直通） メールアドレス a2720-04@pref.saitama.lg.jp